|  |
| --- |
| 石川県計量検定所２０２３年６月版 |

|  |
| --- |
| 特定計量器修理事業届出等の手引き |
|  |

目次

[**１　特定計量器修理事業の届出について** 1](#_Toc137468588)

[**２　手続きについて** 1](#_Toc137468589)

[**３　特定計量器修理事業の届出** 1](#_Toc137468590)

[**４　届出事項の変更** 2](#_Toc137468591)

[**５　事業の廃止** 5](#_Toc137468592)

[**６　遵守事項** 5](#_Toc137468593)

[別表１　事業の区分・事業の区分の略称・検査のための器具、機械又は装置 6](#_Toc137468594)

[別表２　都道府県で検査可能な基準器 8](#_Toc137468595)

[別表３　特定計量器の種類・分類１／２ 9](#_Toc137468596)

[別表３　特定計量器の種類・分類２／２ 10](#_Toc137468597)

[特定計量器検査規則（例） 11](#_Toc137468598)

[**７　申請・届出必要書類等一覧** 13](#_Toc137468599)

[【様式　１】特定計量器修理事業届出書 14](#_Toc137468600)

[【様式　２】届出書記載事項変更届 16](#_Toc137468601)

[【様式　３】事業譲渡証明書 18](#_Toc137468602)

[【様式　４】事業承継証明書 20](#_Toc137468603)

[【様式　５】事業承継同意証明書 22](#_Toc137468604)

[【様式　６】相続証明書 24](#_Toc137468605)

[【様式　７】事業廃止届 26](#_Toc137468606)

[【様式　８】届出修理事業者報告書 28](#_Toc137468607)

**特定計量器修理事業届出等の手引き**

**１ 特定計量器修理事業の届出について**

　　特定計量器の修理事業を行おうとする者は、省令で定める区分に従い、あらかじめ事業所の所在地を管轄する都道府県知事に届出が必要です。（計量法第４６条）

　　なお、**計量法第47条で定める検査義務**（５頁）**の実施が求められます。**

〈新規届出の事務手続き概要〉

　事業者　　 　 　　　　　　　　検定所

事業届出（検査規則の制定） 　 → 　書類・現地設備確認

〈新規届出の事務手続き概要〉

　事業者　　 　 　　　　　　　　検定所

事業届出（検査規則の制定） 　 → 　書類・現地設備確認

**２　手続きについて**

届出内容に応じて必要書類を準備・記載し、来所又は書類送付（郵送等）してください。

　　　①来　　所　　　２部提出する書類は、副本に受付印押印のうえお返しします。

　　　　　　　　　　　書類確認し修理事業者の遵守事項について説明を行います。

　　　②書類送付　　　２部提出する書類は、返信用封筒（切手貼付、宛先記載のもの）を同封してください。書類確認の後、副本に受付印押印し返送します。同封が無い場合は、押印したものをFAX又はMail返信とします。

書類送付先

　〒920-8214　金沢市直江南２丁目１番地

　石川県計量検定所　　　（Tel 076-254-5507　　Fax 076-254-5543）

　　　　　　　　　　　　E-Mail : keiryo@pref.ishikawa.lg.jp

※　記載事項不備等で再提出となる場合がありますので、事前に書類をFAX又はMail添付することもご検討下さい。

**３ 特定計量器修理事業の届出**

：２部

：１部

　　　①特定計量器修理事業届出書(様式１　14.15頁)・・・・・・・・・・・

記載事項

・届出年月日

・住所及び氏名

(法人)　　　　　　　　　　　　　　(個人)

・事業区分の略称（別表１を参照）

・特定計量器の修理を行おうとする工場又は事業所の名称及び所在地

・検査のための器具、機械または装置であって、経済産業省令で定めるもの

　の名称、性能及び数（名称は別表１を参照）

記載事項

・届出年月日

・住所及び氏名(法人)

・事業区分の略称「質量計」（当所様式に記載済）

・特定計量器の修理を行おうとする事業所の名称及び所在地

・法人の住所（登記簿住所）

・法人の代表者の氏名（押印）

・法人の住所（登記簿住所）

・法人の名称及び代表者の氏名

・住所

・氏名

②確認用添付書類・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・

　・（法人）登記事項証明書（登記簿謄本）（交付の日から３カ月以内のもの）

・（個人）住民票　（交付の日から３カ月以内のもの）

・事業所及び事業所付近の見取図

・基準器等検査成績書の写し

・検査規則（11.12頁に規則例を掲載）

**４　届出事項の変更**

特定計量器の修理の届出をした者（届出修理事業者）は、届出事項に変更があったときは、遅滞なく、当該計量器の修理を行っている事業所の所在地を管轄する都道府県知事に届出しなければなりません。（計量法第４６条第２項）

　（１）氏名又は名称、住所、代表者名、事業所名称、事業所所在地の変更

　　　 ※事業の譲渡及び承継における変更の届出（3～4頁記載(３)～(６)）は、届出書記載事項変更届と併せて提出が必要です。

：２部

：１部

　　　①届出書記載事項変更届(様式２　16.17頁) ・・・・・・・・・・・・

記載事項

・届出年月日

・住所及び氏名

(法人)　　　　　　　　　　　　　　(個人)

・事業区分の略称（別表１を参照）

・変更のあった事項

・変更の事由

記載事項

・届出年月日

・住所及び氏名(法人)

・事業区分の略称「質量計」（当所様式に記載済）

・特定計量器の修理を行おうとする事業所の名称及び所在地

・法人の住所（登記簿住所）

・法人の代表者の氏名（押印）

・住所

・氏名

・法人の住所（登記簿住所）

・法人の名称及び代表者の氏名

②確認用添付書類・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・

　・（法人）登記事項証明書（登記簿謄本）（交付の日から３カ月以内のもの）

・（個人）住民票（交付の日から３カ月以内のもの）

・所在地の変更の場合は、事業所及び事業所付近の見取図

　（２）検査のための器具、機械または装置の変更

：２部

：１部

　　　①届出書記載事項変更届(様式２　16.17頁) ・・・・・・・・・・・・

記載事項

・届出年月日

・住所及び氏名

(法人)　　　　　　　　　　　　　　(個人)

・事業区分の略称（別表１を参照）

・変更のあった事項

・変更の事由

記載事項

・届出年月日

・住所及び氏名(法人)

・事業区分の略称「質量計」（当所様式に記載済）

・特定計量器の修理を行おうとする事業所の名称及び所在地

・法人の住所（登記簿住所）

・法人の代表者の氏名（押印）

・住所

・氏名

・法人の住所（登記簿住所）

・法人の名称及び代表者の氏名

②確認用添付書類・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・

　・基準器等検査成績書の写し

　（３）事業の全部を譲り受けた事業譲渡による氏名又は名称の変更

：１部

：１部

　　　①事業譲渡証明書(様式３　18.19頁)・・・・・・・・・・・・・・・・

記載事項

・届出年月日

・譲渡者の住所及び氏名

(法人)　　　　　　　　　　　　　　(個人)

・譲受人の住所及び氏名

(法人)　　　　　　　　　　　　　　(個人)

・譲渡年月日

・事業区分の略称（別表１を参照）

・届出をした年月日（特定計量器修理事業届出書の届出年月日）

・届出をした者の氏名又は名称及び住所

（特定計量器修理事業届出書の氏名又は名称及び住所）

・工場及び事業場等の所在地

記載事項

・届出年月日

・住所及び氏名(法人)

・事業区分の略称「質量計」（当所様式に記載済）

・特定計量器の修理を行おうとする事業所の名称及び所在地

・法人の住所（登記簿住所）

・法人の代表者の氏名（押印）

・住所

・氏名

・法人の住所（登記簿住所）

・法人の名称及び代表者の氏名

・住所

・氏名

・法人の住所（登記簿住所）

・法人の名称及び代表者の氏名

②確認用添付書類・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・

　（法人）登記事項証明書（登記簿謄本）（交付の日から３カ月以内のもの）

（個人）住民票（交付の日から３カ月以内のもの）

　（４）事業の全部を承継したことによる氏名又は名称の変更

：１部

：１部

　　　①事業承継証明書(様式４　20.21頁)・・・・・・・・・・・・・・・・

記載事項

・届出年月日

・被承継者の住所及び氏名

(法人)　　　　　　　　　　　　　　(個人)

・承継者の住所及び氏名

(法人)　　　　　　　　　　　　　　(個人)

・承継年月日

・事業区分の略称（別表１を参照）

・届出をした年月日（特定計量器修理事業届出書の届出年月日）

・届出をした者の氏名又は名称及び住所

（特定計量器修理事業届出書の氏名又は名称及び住所）

・工場及び事業場等の所在地

記載事項

・届出年月日

・住所及び氏名(法人)

・事業区分の略称「質量計」（当所様式に記載済）

・特定計量器の修理を行おうとする事業所の名称及び所在地

・法人の住所（登記簿住所）

・法人の代表者の氏名（押印）

・住所

・氏名

・法人の住所（登記簿住所）

・法人の名称及び代表者の氏名

・住所

・氏名

・法人の住所（登記簿住所）

・法人の名称及び代表者の氏名

②確認用添付書類・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・

　（法人）登記事項証明書（登記簿謄本）（交付の日から３カ月以内のもの）

（個人）住民票（交付の日から３カ月以内のもの）

　（５）地位を承継した相続人であって、２人以上の相続人の全員の同意により選出された事業承継による氏名又は名称の変更

：１部

：１部

　　　③事業承継同意証明書(様式５　22.23頁)・・・・・・・・・・・・・・

記載事項

・承継者の住所及び氏名

(法人)　　　　　　　　　　　　　　(個人)

・同意証明年月日

・同意相続人の住所及び氏名

記載事項

・届出年月日

・住所及び氏名(法人)

・事業区分の略称「質量計」（当所様式に記載済）

・特定計量器の修理を行おうとする事業所の名称及び所在地

・住所

・氏名

・法人の住所（登記簿住所）

・法人の名称及び代表者の氏名

・法人の住所（登記簿住所）

・法人の代表者の氏名（押印）

・住所

・氏名

被証明者を除く、全員が署名します。

・住所

・氏名

②確認用添付書類・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・

　（法人）登記事項証明書（登記簿謄本）（交付の日から３カ月以内のもの）

（個人）住民票（交付の日から３カ月以内のもの）

　（６）地位を承継した相続人であって、前述（３）～（５）以外の事業承継（１人相続）による氏名又は名称の変更

：１部

：１部

　　　①相続証明書(様式６　24.25頁)・・・・・・・・・・・・・・・・・・

記載事項

・承継者の住所及び氏名

(法人)　　　　　　　　　　　　　　(個人)

・証明書年月日

・証明者の住所及び氏名

記載事項

・届出年月日

・住所及び氏名(法人)

・事業区分の略称「質量計」（当所様式に記載済）

・特定計量器の修理を行おうとする事業所の名称及び所在地

・住所

・氏名

・法人の住所（登記簿住所）

・法人の名称及び代表者の氏名

・法人の住所（登記簿住所）

・法人の代表者の氏名（押印）

・住所

・氏名

証明者は2人以上とし、全員が署名します

・住所

・氏名

②確認用添付書類・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・

　（法人）登記事項証明書（登記簿謄本）（交付の日から３カ月以内のもの）

（個人）住民票（交付の日から３カ月以内のもの）

**５　事業の廃止**

特定計量器の修理の届出をした者（届出修理事業者）は、その届出に係る事業を廃止したときは、遅滞なく、当該計量器の修理を行っていた事業所の所在地を管轄する都道府県知事に届出しなければなりません。（計量法第４６条第２項）

：２部

　　　①事業廃止届(様式７　26.27頁)・・・・・・・・・・・・・・・・・・

記載事項

・届出年月日

・申請者の住所及び氏名

(法人)　　　　　　　　　　　　　　(個人)

・廃止年月日

・事業区分の略称（別表１を参照）

・届出をした年月日（特定計量器修理事業届出書の届出年月日）

・事業場等の所在地

記載事項

・届出年月日

・住所及び氏名(法人)

・事業区分の略称「質量計」（当所様式に記載済）

・特定計量器の修理を行おうとする事業所の名称及び所在地

・法人の住所（登記簿住所）

・法人の代表者の氏名（押印）

・住所

・氏名

・法人の住所（登記簿住所）

・法人の名称及び代表者の氏名

**６　遵守事項**

（１） 検査義務

特定計量器を修理する場合、次のとおり検査義務が課せられています。

① 検査規則が制定され、その検査規則が確実に履行されていること。

② 検査管理責任者又は検査部門（以下「検査管理責任者等」という。）が設置され、その検査管理責任者等が検査を統括していること。

③ 一定の周期で検査設備の検査が行われ、適正な検査を行うことができるように管理されていること。

④ 当該特定計量器の構造及び器差を検査するために必要な性能を有する検査設備を用いて、検査規則に基づき全数検査により適正に検査が行われていること。

⑤ 検査に合格しなかった特定計量器が再調整され、又は廃棄されていること。

⑥ 検査管理責任者等が、検査記録を作成し、その検査管理責任者等の責任においてこれが３年以上保存されていること。

（２）基準器検査の受検

検査設備のうち基準器については、必要な周期で基準器検査を受ける必要があります。

※ 基準器の有効期間については、「別表２」のとおり。

（３）年度報告

修理事業の前年度実績を毎年４月末日までに報告してください。

届出修理事業者報告書（１通）　 「様式８」参照

**〇特定計量器とは**

**特定計量器**とは、商店や病院などで使用されるはかり、各種メーター（水道、ガス、電気計器、ガソリンスタンド給油量、タクシー料金等）、体温計、血圧計など生活関連に特定した１８種類を計量法で定めたものです。

特定計量器は、適正な計量の実施を確保するために、その構造又は器差に係る基準が定められ、取引・証明に使用出来る基準を満たす場合に「検定証印」または「基準適合証印」が付されます。

なお、家庭で調理時の計量や体重測定等を想定した「家庭用特定計量器」の場合、取引・証明用の計量器より緩やかな基準のため、取引・証明に用いることは出来ません。

別表１　事業の区分・事業区部の略称・検査のための器具、機械又は装置

## 別表１　事業の区分・事業の区分の略称・検査のための器具、機械又は装置

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
|  | 事業の区分 | 事業の区分の略称 | 検査のための器具、機械又は装置 |
| １ | タクシーメーターを修理する事業 | タクシーメーター | 1タクシーメーター装置検査用基準器2時間計 |
| ２ | 非自動はかりのうち、検出部が電気式のものを修理する事業 | 質量計第一類 | 次のいずれかの設備1基準はかり及び基準分銅2基準分銅 |
| ３ | 非自動はかりのうち、検出部が電気式以外のものを修理する事業 | 質量計第二類 |
| ４ | 分銅又はおもりを修理する事業 | 分銅等 |
| ５ | 自重計を修理する事 | 自重計 | 次のいずれかの設備1荷重試験装置（測定できる最小荷重の値が最大荷重の1/50以下のものに限る。）2質量計であって、検定証印等が付されたもの3基準はかり及び基準分銅 |
| ６ | ガラス製温度計（ガラス製体温計を除く。）を修理する事業 | ガラス製温度計 | 1次に掲げるイ又はロの設備イ 基準ガラス製温度計ロ 基準ベックマン温度計2温度検査槽 |
| ７ | ガラス製体温計を修理する事業 | ガラス製体温計 | 1基準ガラス製温度計2温度検査槽 |
| ８ | 抵抗体温計を修理する事業 | 抵抗体温計 |
| ９ | 皮革面積計を修理する事業 | 皮革面積計 | 基準面積板 |
| 10 | 水道メーターのうち、標準流量が５㎥/h以下のものを修理する事業 | 水道メーター第一類 | 次のいずれかの設備1基準はかり2基準水道メーター3液体メーター用基準タンク4液体メーター用基準体積管 |
| 11 | 水道メーターのうち、標準流量が５㎥/h超のものを修理する事業 | 水道メーター第二類 |
| 12 | 温水メーターを修理する事業 | 温水メーター |
| 13 | 自動車等給油メーターを修理する事業 | 自動車等給油メーター | 次のいずれかの設備1基準はかり又は基準分銅及び基準密度浮ひょう又は基準比重浮ひょう2基準燃料油メーター3液体メーター用基準タンク4液体メーター用基準体積管 |
| 14 | 小型車載燃料油メーターを修理する事業 | 小型車載燃料油メーター |
| 15 | 大型車載燃料油メーターを修理する事業 | 大型車載燃料油メーター |
| 16 | 微流量燃料油メーターを修理する事業 | 微流量燃料油メーター |
| 17 | 燃料油メーターを修理する事業のうち、前四号に掲げるもの以外のものを修理する事業 | 定置燃料油メーター等 |
| 18 | 液化石油ガスメーターを修理する事業 | 液化石油ガスメーター | 次のいずれかの設備1基準はかり又は基準分銅及び液化石油ガス用基準浮ひょう型密度計2液体メーター用基準体積管 |
| 19 | ガスメーターのうち、使用最大流量が2.5㎥/h以下のものを修理する事業 | ガスメーター第一類 | 次のいずれかの設備1基準ガスメーター2ガスメーター用基準体積管 |
| 20 | ガスメーターのうち、使用最大流量が2.5㎥/h超のものを修理する事業 | ガスメーター第ニ類 |
| 21 | 排ガス積算体積計、排ガス流速計及び排ガス流量計を修理する事業 | 排ガス積算体積計等 |
| 22 | 排水積算体積計、排水流速計及び排水流量計を修理する事業 | 排水積算体積計等 | 次のいずれかの設備1基準はかり2液体メーター用基準タンク3液体メーター用基準体積管 |
| 23 | 量器用尺付タンクを修理する事業 | 量器用尺付タンク | 次のいずれかの設備1基準はかり2基準水道メーター3液体タンク用基準タンク |
| 24 | 密度浮ひょう（耐圧密度浮ひょうを除く。）、酒精度浮ひょう及び浮ひょう型比重計を修理する事業 | 密度浮ひょう等 | 1基準ガラス製温度計2次に掲げるイ又はロの設備イ 基準密度浮ひょうロ 基準比重浮ひょう3基準酒精度浮ひょう |
|  | 事業の区分 | 事業の区分の略称 | 検査のための器具、機械又は装置 |
| 25 | 耐圧浮ひょう型密度計を修理する事業 | 耐圧浮ひょう型密度計 | 1基準分銅2基準ガラス製温度計3耐圧試験機4耐圧容器 |
| 26 | アネロイド型圧力計のうち、検出部が電気式のもの（アネロイド型血圧計を除く。）を修理する事業 | 圧力計第一類 | 次のいずれかの設備1基準液柱型圧力計2基準重錘型圧力計 |
| 27 | アネロイド型圧力計のうち、検出部が電気式のもの以外のもの（アネロイド型血圧計を除く。）を修理する事業 | 圧力計第二類 |
| 28 | アネロイド型血圧計のうち、検出部が電気式のものを修理する事業 | 血圧計第一類 | 次のいずれかの設備1基準液柱型圧力計2基準重錘型圧力計3血圧計用基準圧力計 |
| 29 | アネロイド型血圧計のうち、検出部が電気式のもの以外のものを修理する事業 | 血圧計第二類 |
| 32 | 積算熱量計を修理する事業 | 積算熱量計 | 1基準ガラス製温度計2次のいずれかの設備イ 基準はかりロ 基準水道メーターハ 液体メーター用基準タンク　ニ 液体メーター用基準体積管3恒温槽 |
| 33 | 照度計を修理する事業 | 照度計 | 1単平面型基準電球2分光測定装置3直流電圧計 |
| 34 | 騒音計を修理する事業 | 騒音計 | 1基準静電型マイクロホン2次に掲げるイ又はロの設備イ 無響装置ロ カプラ3周波数特性測定装置 |
| 35 | 振動レベル計を修理する事業 | 振動レベル計 | 1基準サーボ式ピックアップ2加振装置3周波数特性測定装置 |
| 36 | 最大需要電力計、精密電力量計、普通電力量計及び無効電力量計を修理する事業 | 最大需要電力計等 | 1基準電力量計2絶縁抵抗検査設備 |
| 37 | 特別精密電力量計を修理する事業 | 特別精密電力量計 |
| 38 | 直流電力量計を修理する事業 | 直流電力量計 | 1基準電流計2基準電圧計3絶縁抵抗検査設備 |
| 39 | 濃度計（酒精度浮ひょう、ガラス電極式水素イオン濃度検出器及びガラス電極式水素イオン濃度指示計を除く。）を修理する事業 | 濃度計第一類 | 1電圧調整器2交流電圧計3次に掲げるイ、ロ又はハの設備イ 検定検査規則第二十条に規定する標準物質又は特定二次標準物質等による標準物質の値付けを行った標準物質ロ 校正用装置ハ 直流電圧発生器、直流電圧計及び温度計 |
| 40 | ガラス電極式水素イオン濃度検出器を修理する事業 | 濃度計第二類 | 1直流電圧計2温度計3検定検査規則第二十条に規定する標準物質又は特定二次標準物質による標準物質の値付けを行った標準物質 |
| 41 | ガラス電極式水素イオン濃度指示計を修理する事業 | 濃度計第三類 | 1電圧調整器2交流電圧計3直流電圧発生器 |
| 42 | 自動はかりのうち、ホッパースケールを修理する事業 | ホッパースケール | 基準分銅 |
| 43 | 自動はかりのうち、充填用自動はかりを修理する事業 | 充填用自動はかり |
| 44 | 自動はかりのうち、コンベヤスケールを修理する事業 | コンベヤスケール |
|  | 事業の区分 | 事業の区分の略称 | 検査のための器具、機械又は装置 |
| 45 | 自動はかりのうち、自動捕捉式はかりを修理する事業 | 自動補足式はかり | 基準分銅 |
| 46 | 自動はかりのうち、前４号に掲げるもの以外のものを修理する事業 | その他の自動はかり |

## 別表２　都道府県で検査可能な基準器

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 種　類 | 能　力 | 有効期間 |
| 長さ基準器 | タクシーメーター装置検査用基準器 | ４年 |
| 質量基準器 |
| 基準手動(直示)天びん | 秤量２ｔ以下で目量・感量が秤量の４千分の１以上のもの | ３年 |
| 基準台手動はかり | 秤量５ｔ以下で目量・感量が秤量の２万分の１以上のもの | ３年 |
| １級基準分銅 |  | 鋳鉄製・軟鉄製上記以外 | １年５年 |
| ２級基準分銅 |
| ３級基準分銅 |
| 体積基準器 |
| 基準ガスメーター | １回転２０Ｌ以下の湿式 | ２年 |
| 液体メーター用基準タンク | １０００Ｌ未満で水道・温水メーターの検査に用いるもの | ステンレス製ステンレス製以外 | ８年５年 |
| ２５Ｌ以下で燃料油メーターの検査に用いるもの | ５年 |

**〇基準器について**

　特定計量器の検定及び定期検査等を行う時に、**基準の値を示す計量器**として使用されます。また、法令でその使用方法及び基準器検査を受けることが出来る者が限定された計量器です。（検定や定期検査を行う公的機関、計量器の届出製造・修理事業者等）

**基準器検査**とは、基準器に定められた有効期間毎に規定された要件を満たしているかを確認する検査です。

検査に合格した基準器は、基準器検査証印が付され、有効期間が更新された基準器検査成績書が交付されます。

　（基準器検査成績書は、当該基準器が法定計量の特定業務に用いる要件を満たすことを証明するもので、計量のトレーサビリティの根拠を与えるものではありません。これが必要な場合は、JCSS登録事業者等の校正事業者による校正証明書を求めてください。）

## 別表３　特定計量器の種類・分類１／２

|  |
| --- |
| 特定計量器　種類・分類表（計量法施行規則第１０３条の規定を基とする） |
| 特定計量器の種類 | 特定計量器の分類 | 事業区分 |
| タクシーメーター | タクシーメーター | ﾀｸｼｰﾒｰﾀｰ |
| 質量計 | 電気式はかり（自動はかりを除く。） | 質量計第一類 |
| 　 | 手動天びん | 質量計第二類 |
| 　 | 等比皿手動はかり | 　　〃 |
| 　 | 棒はかり | 　　〃 |
| 　 | その他の手動はかり | 　　〃 |
| 　 | 　（等比皿手動はかりを除く皿手動はかり、棒はかりを除く | 　　〃 |
| 　 |  　 さおはかり、懸垂式はかり及び台手動はかりを含む。） | 　　〃 |
| 　 | ばね式指示はかり | 　　〃 |
| 　 | 手動指示併用はかり | 　　〃 |
| 　 | その他の指示はかり | 　　〃 |
| 　 |  ホッパースケール | ホッパースケール |
| 　 |  充填用自動はかり | 充填用自動はかり |
| 　 |  コンベヤスケール | コンベヤスケール |
| 　 |  自動補足式はかり | 自動補足式はかり |
| 　 |  その他の自動はかり | その他の自動はかり |
| 　 | 分銅 | 分銅等 |
| 　 | 定量おもり | 　〃 |
| 　 | 定量増おもり | 　〃 |
| 　 | 自重計 | 自重計 |
| 温度計 | ガラス製温度計（-30～360℃以下） | ガラス製温度計 |
| 　 | ガラス製体温計 | ガラス製体温計 |
| 　 | 抵抗体温計 | 抵抗体温計 |
| 皮革面積計 | 皮革面積計 | 皮革面積計 |
| 体積計 | 水道メーター（口径40mm以下） | 水道メーター第一類（最大流量８㎥／ｈ以下） |
| 　 | 水道メーター（口径40mm超） | 水道メーター第二類（最大流量８㎥／ｈ超） |
| 　 | 温水メーター | 温水メーター |
| 　 | 自動車等給油メーター | 自動車等給油メーター |
| 　 | 小型車載燃料油メーター　　　　　　（※口径25mm以下） | 小型車載燃料油メーター |
| 　 | 大型車載燃料油メーター　　　　　　（※口径25mm超） | 大型車載燃料油メーター |
| 　 | 簡易燃料油メーター | 定置燃料油メーター等 |
| 　 | 微流量燃料油メーター　　　　　　　（※使用最大流量1L／min以下） | 微流量燃料油メーター |
| 　 | 定置燃料油メーター | 定置燃料油メーター等 |
| 　 | 液化石油ガスメーター　　　　　　　（※口径40mm以下） | 液化石油ガスメーター |
| 　 | 都市ガス用ガスメーター（使用最大流量6㎥/h以下） | ガスメーター第一類（最大流量2.5㎥／ｈ以下） |
| 　 | 都市ガス用ガスメーター（使用最大流量6㎥/h超） | ガスメーター第二類（最大流量2.5㎥／ｈ超） |

## 別表３　特定計量器の種類・分類２／２

|  |
| --- |
| 特定計量器　種類・分類表（計量法施行規則第１０３条の規定を基とする） |
| 特定計量器の種類 | 特定計量器の分類 | 事業区分 |
| 体積計 | 石油ガス用ガスメーター（使用最大流量2.5㎥/h以下） | ガスメーター第一類（最大流量2.5㎥／ｈ以下） |
| 　 | 石油ガス用ガスメーター（使用最大流量2.5㎥/h超） | ガスメーター第二類（最大流量2.5㎥／ｈ超） |
| 　 | 排ガス積算体積計 | 排ガス積算体積計等 |
| 　 | 排水積算体積計 | 排水積算体積計等 |
| 　 | 量器用尺付タンク（自動車搭載式） | 量器用尺付タンク |
| 密度浮ひょう | 耐圧密度浮ひょう以外の密度浮ひょう | 密度浮ひょう等 |
| 　 | 耐圧密度浮ひょう | 耐圧浮ひょう型密度計 |
| アネロイド型圧力計 | アネロイド型血圧計以外のアネロイド型圧力計 | 圧力計第一類（電気式検出部）圧力計第二類（検出部が電気式以外） |
|  | アネロイド型血圧計 | 血圧計第一類（電気式検出部）血圧計第二類（検出部が電気式以外） |
| 流量計 | 排ガス流量計 | 排ガス積算体積計等 |
| 　 | 排水流量計 | 排水積算体積計等 |
| 積算熱量計 | 積算熱量計 | 積算熱量計 |
| 電気計器 | 最大需要電力計 | 最大需要電力計等 |
| 　 | 特別精密電力量計 | 特別精密電力量計 |
| 　 | 精密電力量計 | 最大需要電力計等 |
| 　 | 普通電力量計 | 　　〃 |
| 　 | 直流電力量計 | 　　〃 |
| 　 | 無効電力量計 | 　　〃 |
| 照度計 | 照度計 | 照度計 |
| 騒音計 | 性能が高い旨の表記のある騒音計（精密騒音計） | 騒音計 |
| 　 | 性能が普通である旨の表記のある騒音計（普通騒音計） | 　〃 |
| 振動レベル計 | 電磁式振動レベル計 | 振動レベル計 |
| 　 | 圧電式振動レベル計 | 　　〃 |
| 濃度計 | ジルコニア式酸素濃度計 | 濃度計第一類 |
| 　 | 溶液導電率式二酸化硫黄濃度計 | 　　　〃 |
| 　 | 磁気式酸素濃度計 | 　　　〃 |
| 　 | 紫外線式二酸化硫黄濃度計 | 　　　〃 |
| 　 | 紫外線式窒素酸化物濃度計 | 　　　〃 |
| 　 | 非分散型赤外線式二酸化硫黄濃度計 | 　　　〃 |
| 　 | 非分散型赤外線式窒素酸化物濃度計 | 　　　〃 |
| 　 | 非分散型赤外線式一酸化炭素濃度計 | 　　　〃 |
| 　 | 化学発光式窒素酸化物濃度計 | 　　　〃 |
| 　 | ガラス電極式水素イオン濃度検出器 | 濃度計第二類 |
| 　 | ガラス電極式水素イオン濃度指示計 | 濃度計第三類 |
| 　 | 酒精度浮ひょう | 密度浮ひょう等 |
| 浮ひょう型比重計 | 比重浮ひょう | 密度浮ひょう等 |
| 　 | 重ボーメ度浮ひょう | 　　　〃 |
| 　 | 日本酒度浮ひょう | 　　　〃 |

## **特定計量器検査規則**（例）

**第１章　総則**

（目　的）

第1条　この特定計量器検査規則(以下「規則」という。）は、計量法第47条に基づき、○○○会社が修理する特定計量器[事業区分：○○○。対象の特定計量器：○○○､･･･]の品質を確保するための必要な事項を定め、適正な特定計量器修理事業の実施を図ることを目的とする。

　　　（検査規則制定の根拠となる計量法の該当箇条と事業区分とその対象となる特定計量器の種類等を記載する。）

（組　織）

第2条　特定計量器の修理に係る所管部署は○○○部[課]とし、以下組織は別紙１のとおりする。

（検査管理責任者及び検査管理者）

第3条　本規則の円滑な実施を確保するため検査部門を設置し、検査管理責任者（以下「管理責任者」という。）及び検査管理者（以下「管理者」という。）により構成する。

2 管理責任者は事業所の長、又はこれに準ずる者とする。

3　管理責任者の職務は次のとおりとする。

 　一　検査部門から管理者の任命及び監督。（必要に応じて実施）

 　 二　特定計量器検査細則（以下「細則」という。）の制定及び改訂

 　 三　検査設備の管理及び整備の統括

 　四　特定計量器の検査方法の改善及び指導

 　 五　特定計量器の検査の実施に係わる統括

 　六　検査設備の管理記録及び特定計量器の検査記録の保存の統括

 　七　検査結果を評価し品質水準の向上に努める

 　八　その他、適正な検査の実施を確保するための必要な措置

4　管理者の職務は次のとおりとする。

　　一　検査設備の定期点検の実施

　二　検査実務者への指導・教育

三　検査結果の報告及び記録の保存

　　（小規模事業所については、「管理責任者」及び「管理者」等の兼務を妨げない。）

**第２章　検査設備**

（管理台帳）

第4条　検査設備（基準器等を含む）の名称・性能・用途・数量及び点検記録等は別紙２の「管理台帳」のとおりとする。（管理台帳の様式は、各事業者の様式で作成し別紙として添付する。）

（保存）

第5条　管理台帳の保存期間は当該設備が管理対象として存在する間とする。

　　　　（保存期間は、器物廃棄後○○年としてもよい。）

 （管理及び整備の方法）

第6条　検査設備の管理及び整備の方法は、別途「細則」に定める基準に基づき実施する。

（「細則」を設ける場合には、設備の保管場所の平面図、配置図、基準器の有効期間及び更新周期の管理、その他設備の検査周期、日常点検の方法、管理責任者等の具体的な管理方法を記載する。検査規則本文中でも良い。）

**第３章　検査**

（検査の方法）

第7条　検査の方法は、別途「細則」に定める基準に基づき実施する。なお、検定対象計量器については構造及び器差ともに特定計量器検定検査規則（以下「検則」という。）及び検則から引用するJISの規定に準じて行うものとする。

2　計量法第49条第2項により、型式承認された構造の範囲を超える修理をした時には型式承認表示を除去しなければならないが、同条同項のただし書きにより、修理する特定計量器の型式承認番号による承認部品を使用した修理をした時には型式承認表示を除去しなくても良い。

3　検定証印が付された特定計量器を修理した後の検定証印の取扱いや検定受検については次のとおりとする。

①計量法施行規則第10条の軽微な修理の内容及び計量法施行規則第11条の簡易修理（計量法49条1項のただし書きの技術基準と使用公差を満たすことを検査し確認した場合に限る）の場合、検定証印を除去しなくても良い。

②上記①以外の修理をした場合又は器差を調整した場合には、検定証印を除去し、さらに取引証明に使用する場合には検定を受検しなければならない。

（「細則」を設ける場合には、基準となるJIS規格番号等、（修理の場合）検定を要す修理となる修理内容（修理する範囲の把握）、具体的な検査の方法を盛り込む。検査規則本文中でも良い。）

**第４章　不合格品等の処置**

（処置の方法）

第8条　不合格品が発生した場合には、次のことを厳守する。

 一　管理責任者は不合格品が多数発生した場合には、原因を究明し対策を講ずる。

 二　その他、詳細については、別途「細則」に定める基準に基づき実施する。

2　不合格品を廃棄又は所有者に返却するときは検定証印が除去されていることを確認する。

 （｢細則｣を設ける場合には、具体的な方法を盛り込む。検査規則本文中でも良い。）

**第５章　記録の保存**

（検査記録の保存）

第9条　検査結果については、別紙３の「検査記録」に記録を取るとともに○○年保存する。

（記録の保存は、**最低３年以上**とする。なお、有効期間を有する特定計量器の保存期間は、計量器毎の有効期間を考慮し制定する。検査記録の様式は、各事業者の様式で作成し別紙として添付する。）

（事業実績の記録の保存）

第10条　特定計量器の修理の実績数を年度ごとに集計し、記録する。記録の保存期間は検査記録に準ずる。

**第６章　その他**

（変更等の届出及び事業実績の報告）

第11条　計量法第46条第1項に規定する届出事項に変更が生じた時は、又は、事業を廃止した時は、所定の様式により変更の届出をする、又は、廃止の届出をする。

2　特定計量器の修理の実績数は、計量法規則第96条の規定により、事業所の所在地を管轄する行政庁へ指定の様式で年度毎に報告を行う。

 附　則

 １　　　　年　　月　　日制定　⇒　届出書の提出日を記載

　　 ２　　　　年　　月　　日改訂

　　 ３　　　　年　　月　　日改訂

# **７ 申請・届出必要書類等一覧**

**※登記事項証明書・住民票等は、交付の日から３ヶ月以内のものであること**

|  |  |
| --- | --- |
|  | 提　　　出　　　書　　　類　　　等 |
| 個　人　・　法　人　共　通 | 個人 | 法人 |
| 届　　　　出 | 特定計量器修理事業届出書事業所及び事業所付近の見取図基準器等検査成績書の写し検査規則 | 住民票 | 登記事項証明書（登記簿謄本） |
| 特定計量器修理事業　届出書　記載事項の変更 | 住所変更 | 移　　　転 | 届出記載事項変更届事業所及び事業所付近の見取図 | 登記事項証明書（登記簿抄本） |
| 住所表示又は地番変更 | 届出記載事項変更届 | 証明書 | 証明書 |
| 氏名名称変更 | 事業譲渡合併・分割 | 届出記載事項変更届事業譲渡証明書又は事業承継証明書 | 住民票 | 登記事項証明書（登記簿謄本） |
| 名称変更 | 届出記載事項変更届 |
| 相　　続 | 届出記載事項変更届相続証明書（相続人1人）又は事業承継同意証明書（2人以上の相続人） |
| 事業所所在地変更 | 届出記載事項変更届事業所及び事業所付近の見取図 | － | － |
| 代 表 者 変 更 | 届出記載事項変更届 | 住民票 | 登記事項証明書（登記簿謄本） |
| 検査のための器具、機械又は装置変更 | 届出記載事項変更届基準器等検査成績書の写し | － | － |
| 事　業　廃　止 | 事業廃止届 | － | － |

# 【様式　１】

**特定計量器修理事業届出書**

年　　　月　　　日

　石川県知事　　殿

　　　　　　　　　　　　　　　　届出者　住　所

 （名称及び代表者の氏名）

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　氏　名

　下記により、計量法第４６条第１項の特定計量器の修理の事業を届け出ます。

記

１　事業の区分の略称

２　当該特定計量器の修理をしようとする工場又は事業所の名称及び所在地

３　当該特定計量器の検査のための器具、機械又は装置であって、計量法第４６条第１項第４号の経済産業省令で定めるものの名称、性能及び数

備考

１　用紙の大きさはＡ４とする。

２　第２項の事項は別紙に記載することができる。

３　住民票又は法人にあっては登記事項証明書を添付すること。

【様式　１　記載方法】　　**※この様式は２部提出**

**特定計量器修理事業届出書**

修理事業届出書を提出した日　→　◇◇◇◇年◇◇月◇◇日

　石川県知事　　殿

住　所 （法人：登記した本社・本部の住所）

（個人：住民票の住所）

 （名称及び代表者の氏名）

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　氏　名　（法人：登記した本社・本部の会社名、代表者名）

（個人：住民票の氏名）

　　下記により、計量法第４６条第１項の特定計量器の修理の事業を届け出ます。

記

１　事業の区分の略称

 ○○○○○○○○ 　　←　　別表１（手引き6～8頁）を参照し修理する特定計量器の

事業の区分の略称

２　当該特定計量器の修理をしようとする工場又は事業所の名称及び所在地

名　称　　◯◯○○○工場（事業所）

所在地　　◯◯県◯◯市◯◯町◯－◯

３　当該特定計量器の検査のための器具、機械又は装置であって、計量法第４６条第１項第４号の経済産業省令で定めるものの名称、性能及び数

 ○○○○○○○○ 　　　　　　　△△△△△△　　　 □□

　　　　↑　　　　　　　　　　　　　↑　　　　　　 ↑

　　別表１を参照し修理する特定計量器の　　　性能（仕様等）　　　　　　使用数

　　検査のための器具、機械又は装置の名称

備考

１　用紙の大きさはＡ４とする。

２　第２項の事項は別紙に記載することができる。

３　住民票又は法人にあっては登記事項証明書を添付すること。

【様式　２】

**届出書記載事項変更届**

年　　　月　　　日

　石川県知事　　殿

　　　　　　　　　　　　　　　　届出者　住　所

 （名称及び代表者の氏名）

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　氏　名

　下記のとおり変更があったので計量法第４６条第２項において準用する第４２条第１項の規定により、届け出ます。

記

１　変更のあった事項に係る事業の区分の略称

２　変更のあった事項

３　変更の事由

備考

１　用紙の大きさはＡ４とする。

２　法第４１条の規定による変更については、それぞれの証明書を添付すること。

３　第２項及び第３項の事項は別紙に記載することができる。

【様式　２　記載方法】　　**※この様式は２部提出**

**届出書記載事項変更届**

届出記載事項変更届を提出した日　→　〇〇〇〇年〇〇月〇〇日

　石川県知事　　殿

　　　　　　　　　　　　住所・名称の変更届であれば変更後の住所・名称

届出者　住　所（法人：登記した本社・本部の住所）

（個人：住民票の住所）

 （名称及び代表者の氏名）

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　氏　名　（法人：登記した本社・本部の会社名、代表者名）

（個人：住民票の氏名）

　下記のとおり変更があったので計量法第４６条第２項において準用する第４２条第１項の規定により、届け出ます。

記

１　変更のあった事項に係る事業の区分の略称

 ○○○○○○○○ 　←　修理届出した事業の区分の略称

氏名・代表者名等、各変更は、変更後と変更前の内容を

２　変更のあった事項　　　それぞれ記載します。（検査器具等の場合は、性能、数も記載）

　　　　変更後　○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○

　　　　変更前　◆◆◆◆◆◆◆◆◆◆◆◆◆◆◆◆◆◆◆◆

　　　　◇◇◇◇◇から△△△△へ事業譲渡（相続）

３　変更の事由

（例）株主総会で代表者交代のため

　　　　　　事業所名称変更のため

　　　　　　本社（事業所・店舗）住所移転のため

　　　　　　事業所（店舗）の増設（閉鎖）のため

　　　　　　検査器具更新のため

　　　　　　●●●●●により、特定計量器修理事業を譲渡（相続）したため

備考

１　用紙の大きさはＡ４とする。

２　法第４１条の規定による変更については、それぞれの証明書を添付すること。

３　第２項及び第３項の事項は別紙に記載することができる。

# 【様式　３】

**事業譲渡証明書**

　　　　　　　　　年　　　月　　　日

　　　　　　　　　　　　　　　　譲渡者　住　所

 （名称及び代表者の氏名）

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　氏　名

　　　　　　　　　　　　　　　　譲受者　住　所

 （名称及び代表者の氏名）

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　氏　名

　上記の者の間で下記の修理の事業の全部が　　 年 月 日に譲渡されたことを証明します。

記

１　事業の区分の略称

２　届出をした年月日

３　届出をした者の氏名又は名称及び住所

４　工場及び事業場等の所在地

備考

１．用紙の大きさはＡ４とする。

【様式　３　記載方法】

**事業譲渡証明書**

　　　　　　　　　事業譲渡証明書を提出した日　→　〇〇〇〇年〇〇月〇〇日

　　　　　　　　　　　　　　　　譲渡者　住　所（法人：登記した本社・本部の住所）

（個人：住民票の住所）

 （名称及び代表者の氏名）

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　氏　名（法人：登記した本社・本部の会社名、代表者名）

（個人：住民票の氏名）

　　　　　　　　　　　　　　　　譲受者　住　所（法人：登記した本社・本部の住所）

（個人：住民票の住所）

 （名称及び代表者の氏名）

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　氏　名（法人：登記した本社・本部の会社名、代表者名）

（個人：住民票の氏名）

　上記の者の間で下記の修理の事業の全部が△△△△年△△月△△日に譲渡されたことを証明します。

記

１　事業の区分の略称

 ○○○○○○○○ 　←　修理届出した事業の区分の略称

２　届出をした年月日

「特定計量器修理事業届出書」の副本があれば、参照すると良いでしょう。

　　◇◇◇◇年◇◇月◇◇日　←　修理事業届出書を提出した日

３　届出をした者の氏名又は名称及び住所

修理事業届出書を提出した者の氏名又は名称及び住所

４　工場及び事業場等の所在地

備考

１．用紙の大きさはＡ４とする。

# 【様式　４】

**事業承継証明書**

　　　　　　　　　年　　　月　　　日

　　　　　　　　　　　　　　　被承継者　住　所

 （名称及び代表者の氏名）

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　氏　名

　　　　　　　　　　　　　　　　承継者　住　所

 （名称及び代表者の氏名）

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　氏　名

　上記の者の間で下記の修理の事業の全部の承継が　　 年 月 日にありましたことを証明します。

記

１　事業の区分の略称

２　届出をした年月日

３　届出をした者の氏名又は名称及び住所

４　工場及び事業場等の所在地

備考

１．用紙の大きさはＡ４とする。

【様式　４　記載方法】

**事業承継証明書**

　　　　　　　　　事業承継証明書を提出した日　→　〇〇〇〇年〇〇月〇〇日

　　　　　　　　　　　　　　　被承継者　住　所（法人：登記した本社・本部の住所）

（個人：住民票の住所）

 （名称及び代表者の氏名）

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　氏　名（法人：登記した本社・本部の会社名、代表者名）

（個人：住民票の氏名）

　　　　　　　　　　　　　　　　承継者　住　所（法人：登記した本社・本部の住所）

（個人：住民票の住所）

 （名称及び代表者の氏名）

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　氏　名（法人：登記した本社・本部の会社名、代表者名）

（個人：住民票の氏名）

　上記の者の間で下記の修理の事業の全部の承継が△△△△年△△月△△日にありましたことを証明します。

記

１　事業の区分の略称

 ○○○○○○○○ 　←　修理届出した事業の区分の略称

２　届出をした年月日

「特定計量器修理事業届出書」の副本があれば、参照すると良いでしょう。

　　◇◇◇◇年◇◇月◇◇日　←　修理事業届出書を提出した日

３　届出をした者の氏名又は名称及び住所

修理事業届出書を提出した者の氏名又は名称及び住所

４　工場及び事業場等の所在地

備考

１．用紙の大きさはＡ４とする。

【様式　５】

**事業承継同意証明書**

　　　　　　　　　　　　　　　　 　住　所

 （名称及び代表者の氏名）

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　氏　名

　上記の者は、　　　　　　　　　の相続人であり、かつ相続人全員の同意により修理の事業を承継する相続人として選定された者であることを証明します。

　　　　　年　　月　　日

　相続人　　住　所

　　　　　　氏　名

　　　　　　住　所

　　　　　　氏　名

　　　　　　住　所

　　　　　　氏　名

　　　　　　住　所

　　　　　　氏　名

　　　　　　住　所

　　　　　　氏　名

備考

１．用紙の大きさはＡ４とする。

２．相続人は、被証明者を除き、全員が署名すること。

【様式　５　記載方法】

**事業承継同意証明書**

　　石川県知事　殿

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　住　所（法人：登記した本社・本部の住所）

（個人：住民票の住所）

 （名称及び代表者の氏名）

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　氏　名（法人：登記した本社・本部の会社名、代表者名）

（個人：住民票の氏名）

　上記の者は、○○○○○○○○○○の相続人であり、かつ相続人全員の同意により修理の事業を承継する相続人として選定された者であることを証明します。

　〇〇〇〇年〇〇月〇〇日　←　事業承継同意証明書を提出した日

　相続人　　住　所

　　　　　　氏　名

　　　　　　住　所

　　　　　　氏　名

　　　　　　住　所

　　　　　　氏　名

　　　　　　住　所

　　　　　　氏　名

　　　　　　住　所

　　　　　　氏　名

備考

１．用紙の大きさはＡ４とする。

２．相続人は、被証明者を除き、全員が署名すること。

【様式　６】

**相続証明書**

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　住　所

 （名称及び代表者の氏名）

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　氏　名

　上記の者は、　　　　　　　　　　　　の相続人であり、その修理の事業を

年　　月　　日に承継したことを証明します。

　　　　年　　月　　日

　証明者　　住　所

　　　　　　氏　名

　　　　　　住　所

　　　　　　氏　名

備考

１．用紙の大きさはＡ４とする。

２．証明者は２人以上とし、全員が署名すること。【様式　６　記載方法】

**相続証明書**

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　住　所（法人：登記した本社・本部の住所）

（個人：住民票の住所）

 （名称及び代表者の氏名）

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　氏　名（法人：登記した本社・本部の会社名、代表者名）

（個人：住民票の氏名）

　上記の者は、○○○○○○○○○○○○○○の相続人であり、その修理の事業を

○○○○年○○月○○日に承継したことを証明します。

〇〇〇〇年〇〇月〇〇日　←　相続証明書を提出した日

　証明者　　住　所

　　　　　　氏　名

　　　　　　住　所

　　　　　　氏　名

備考

１．用紙の大きさはＡ４とする。

２．証明者は２人以上とし、全員が署名すること。

【様式　７】

**事業廃止届**

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　年　　月　　日

　　石川県知事　殿

　　　　　　　　　　　　　　　　届出者　住　所

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　 （名称及び代表者の氏名）

氏　名

　下記の修理の事業は、　　 　年　 月　 日に廃止したので計量法第４６条第２項において準用する第４５条１項の規定により、届け出ます。

記

１　事業の区分の略称

２　届出をした年月日

３　工場及び事業場等の所在地

備考

１．用紙の大きさはＡ４とする。

【様式　７　記載方法】

**事業廃止届**

　　　　　　　　　　　　　事業廃止届を提出した日　→　〇〇〇〇年〇〇月〇〇日

　　石川県知事　殿

　　　　　　　　　　　　　　　　届出者　住　所（法人：登記した本社・本部の住所）

（個人：住民票の住所）

 （名称及び代表者の氏名）

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　氏　名（法人：登記した本社・本部の会社名、代表者名）

（個人：住民票の氏名）

　下記の修理の事業は、〇〇〇〇年〇〇月〇〇日に廃止したので計量法第４６条第２項において準用する第４５条１項の規定により、届け出ます。

記

１　事業の区分の略称

　　　○○○○○○○○ 　←　修理届出した特定計量器の事業の区分の略称

２　届出をした年月日

　　　〇〇〇〇年〇〇月〇〇日　←　修理事業届出書を提出した日

３　工場及び事業場等の所在地

◯◯県◯◯市◯◯町◯－◯　←　修理事業を行っていた工場・事業所等の所在地

備考

１．用紙の大きさはＡ４とする。

【様式　８】

**届出修理事業者報告書**

年　　月　　日

　　石　川　県　知　事　　殿

　　　　　　　　　　　　　　報告者　住　　所

　　　　　　　　　　　　　　　　　　氏名又は名称及び

　　　　　　　　　　　　　　　　　　法人にあっては

　　　　　　　　　　　　　　　　　　代表者の氏名

　計量法施行規則第９６条により、次のとおり報告します。

|  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 年度 | 事業の区　分 |  | 届出の年月日 |  年　　月　　日 | 整理番号 |  |
|  事業所名及び所在地 |
| 特定計量器の種類 | 修理個数 | 事業所別内訳（事業所を２以上有する場合に限る。） |
| 事業所名 | 修理個数 |
|  |  |  |  |
|  |  |  |  |
|  |  |  |  |
|  |  |  |  |
|  |  |  |  |
|  |  |  |  |
|  |  |  |  |

備考

　１．用紙の大きさはＡ４とする。

　２．整理番号の欄は、記入しないこと。

　３．特定計量器の種類は、計量法施行規則第１０３条の規定による経済産業大臣が別に定める分類によること。

【様式　８　記載方法】

**届出修理事業者報告書**

届出修理事業報告書を提出した日　→　〇〇〇〇年〇〇月〇〇日

　　石　川　県　知　事　　殿

　　　　　　　　　　　　　報告者　住　所 （法人：登記した本社・本部の住所）

（個人：住民票の住所）

 （名称及び代表者の氏名）

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　氏　名　（法人：登記した本社・本部の会社名、代表者名）

（個人：住民票の氏名）

　計量法施行規則第９６条により、次のとおり報告します。

|  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 年度 | 事業の区　分 | 　別表１又は別表３の事業区分名参照 | 届出の年月日 |  年　　月　　日 | 整理番号 |  |
|  事業所名及び所在地 |
| 特定計量器の種類 | 修理個数 | 事業所別内訳（事業所を２以上有する場合に限る。） |
| 事業所名 | 修理個数 |
| 　別表３の種類名参照 | 手引き6～10頁参照 |  |  |
|  |  |  |  |
|  |  |  |  |
|  |  |  |  |
|  |  |  |  |
|  |  |  |  |
|  |  |  |  |

備考

　１．用紙の大きさはＡ４とする。

　２．整理番号の欄は、記入しないこと。

　３．特定計量器の種類は、計量法施行規則第１０３条の規定による経済産業大臣が別に定める分類によること。